

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県心身障害者福祉センター
所在地	前橋市新前橋町13番地の12 群馬県社会福祉総合センター2階
所管部局・課	健康福祉部 障害政策課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条、群馬県心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

心身障害者福祉センターは、身体障害者と知的障害者の専門相談機関として、医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、障害者に関する専門的な相談に応じ、必要な助言指導を行う。また、市町村が行う施設入所についての調整を行うほか、専門情報の収集・提供を通じて市町村や施設に対して専門的・技術的支援及び助言を行い、県障害者福祉の増進を図る。

(2) 設置当初の状況

昭和26年4月1日に前橋市大手町に身体障害者更生相談所開設(同年10月、前橋市紅雲町に移転)
 昭和35年11月1日に精神薄弱者更生相談所併設
 昭和44年4月1日に身体障害者更生相談所は身体障害者更生指導所(後の肢体不自由者更生施設)を併せて身体障害者福祉センターとして前橋市国領町へ移転、精神薄弱者更生相談所は前橋市下小出町へ移転
 昭和53年4月1日に両更生相談所を統合し心身障害者福祉センターとする(更生相談所の名称存続)。
 平成9年3月31日に併設の肢体不自由者更生施設を廃止
 平成11年4月1日に精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更
 平成12年4月1日身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の名称を廃止し、心身障害者福祉センターとしたが、法律に基づく更生相談所としての機能を存続

(3) 施設を取り巻く現状

当センターは、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法で都道府県に設置が義務づけられている身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を併せ持つ、18歳以上の障害者に関する県内唯一の相談・判定の専門機関としての役割を担っている。

3 施設の概要

設置年月日	昭和53年4月1日(平成10年1月30日現在地に移転)
敷地面積(所有者)	7,327.082平方メートル(群馬県)(社会福祉総合センター敷地面積)
主な施設(床面積、階数等)	392.71平方メートル(群馬県社会福祉総合センターの2階の一部)
建設費	

4 施設における実施事業

○身体障害者関係
 相談・判定業務、巡回相談、在宅重度身体障害者訪問診査支援事業、地域リハビリテーション事業、研修、身体障害者手帳交付(中核市除く)
 ○知的障害者関係
 相談・判定業務、巡回相談、在宅訪問診査、通所指導、研修、療育手帳交付
 ○身体障害者・知的障害者共通
 障害者施設入所調整、群馬県障害者自立支援協議会アドバイザー業務

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	26	23	17	37	34
手数料	0	0	0	0	0
雑入(雇用保険料等)	26	23	17	37	34
歳 出 (2)	107,386	99,612	94,807	96,932	126,122
常勤職員	80,204	81,474	79,112	81,646	101,328
非常勤職員	18,555	18,138	15,695	15,286	19,909
修繕費	197	0	0	0	0
委託費	2,688	2,059	9,456	909	916
その他	5,742	4,750	4,927	5,875	3,969
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 107,360	▲ 99,589	▲ 94,790	▲ 96,895	▲ 126,088
歳入・歳出の主な増減理由	委託料の増はシステム改修に伴うもの				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	12	12	13	13	13
臨時・非常勤職員	23	23	23	23	22
合 計	35	35	36	36	35

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人) (来所・巡回相談・在宅訪問)	741	2,414	2,378	2,552	2,599
利用者の主な増減理由	自立支援医療(人工透析に係るもの等)の判定依頼に関する要件が変更されたことから、判定依頼件数が減少している。				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所はそれぞれの法律の規定に基づき、都道府県に設置が義務づけられた施設であり、市町村の援護の実施に関し市町村相互間の連絡調整機能や公平・公正な判定業務を実施することを求められている機関であることから施設は必要である。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 上記理由から、指定管理者制度にはなじまない。 </p>

業務等
の見直し

見直しの検討が必要なものがある 当面見直しの必要はない

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいた業務を行っているため、業務の縮小に係る見直しは行えない。